

## 7. 生徒の懲戒に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第44条に基づき、生徒の懲戒に関する事項を定める。

**第2条** 校長および教員は、教育上必要があるときは、生徒指導委員会で原案を作成し、職員会議に諮った上、生徒に懲戒を加えることができる。

**第3条** 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

(懲戒行為)

**第4条** 懲戒は次の行為に対して加えることができる。

- (1) 喫煙、飲酒、深夜徘徊、カンニング、車両運転、暴力行為、窃盗。
- (2) その他、懲戒が必要と思われる行為。

懲戒行為 段 階	段 階 的 指 導		
	第1段階	第2段階	第3段階
喫煙 (所持含む)	停学3日間	停学1週間	
喫煙の場に同席	校長嚴重注意	訓 告	
飲 酒	停学3日間	停学1週間	
飲酒の場に同席	校長嚴重注意	訓 告	
深 夜 徘 徊	校長嚴重注意	訓 告	
カ ン ニ ン グ	訓 告 (当該科目0点、その日 他の科目は別室受検)	停学3日間 (当該科目0点、その日 以降の科目は別室受検)	
無 免 許 運 転	停学1週間	停学10日間	
車 両 通 学	停学3日間	停学1週間	
車 両 運 転	訓 告	停学3日間	
暴 力 行 為	内容により職員会議で検討	内容により職員会議で検討	
窃 盗	停学3日間	停学1週間	

※ 実際の運用に際しては、生徒指導委員会(校長・教頭・担任・学年主任・生徒指導 部主任)において、上記の規程を基に原案を作り、その都度職員会議で審議・判断する。尚、上記の規程にないものや第3段階以降のものについては、その都度職員会議で審議・判断する。

※ 停学は原則として、家庭での指導とするが、家庭の事情によっては登校させて指導を行うこともある。(指導内容 7:30 登校、生徒指導室にて日誌指導及び教科指導)

※ 上記の停学指導期間中にテストがある場合は、別室受験とする。

(退学)

**第5条** 退学は学校管理規則第44条第3項の規定による。

(停学)

**第6条** 停学は本人とその保護者の出席を求め、校長から停学を言い渡し、その期間中必要な指導を行う。

(訓告)

**第7条** 訓告は本人とその保護者の出席を求め、校長が行う。

(停学解除)

**第8条** 校長は停学を解除するときは、職員会議に諮る。

(誓約書)

**第9条** 停学、訓告の解除並びに復学の際は、保護者連名の誓約書を提出させる。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日より施行する。